

高齢者（前期・後期）医療制度のご案内

高齢者医療制度とは、70歳以上の方が対象となる医療制度です。

所得によって月ごとの医療費に自己負担限度額が決められており、上限額以上の請求をされることはありませんので、払い戻し等の手続きは必要ありません。

● 1ヶ月の入院医療費の限度額は・・・？

| 区 分 | 自己負担限度額（1ヶ月あたり） |
|----------------------|----------------------------------|
| Ⅲ 年収約 1,160万円～ | 252,600円 + (医療費-842,000) × 1% |
| Ⅱ 年収約 770万～約 1,160万円 | 167,400円 + (医療費-558,000) × 1% |
| Ⅰ 年収約 370万～約 770万円 | 80,100円 + (医療費-267,000) × 1% |

※ 病衣・食事・個室料（希望者のみ）・診断書料金等の保険外負担は別途加算されます。

注 意！

区分Ⅰ・Ⅱの方が、上記の金額を自己負担限度額とするためには、入院前に『限度額認定証』のお手続きをしていただく必要があります。

【申請先】

- ・ 後期高齢者 → 市区町村役所の後期高齢者医療制度の担当窓口
- ・ 国民健康保険（前期高齢者） → 市区町村役所の国民健康保険の窓口
- ・ 被用者保険（前期高齢者） → 全国健康保険協会
健康保険組合
共済組合 等

☆ その他ご不明な点がございましたら、下記までご連絡下さい ☆

医療法人社団 我汝会 えにわ病院

〒 061-1449

北海道恵庭市黄金中央2丁目1番地1

TEL 0123-33-2333

医事課 担当